令和７年１２月９日（火）

１２　日　目

（常任委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）

（議員派遣、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

１．応招議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

２．出席議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

３．欠席議員

なし

４．職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長　大山　光夫　　書記（総務係長）　山崎　圭美

書記（主事）　石川　雄大

５．執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町　　長	星野　光利	教 育 長	増渕　　忍
総務課長	星野　和弘	企画課長	柴　　光治
税務課長	信夫　一行	住民課長	髙橋　文枝
地域生活課長	沢邉　　孝	健康福祉課長	海老原昌幸
子ども家庭課長	浜野　知子	農政課長兼農業委員会事務局長	松本　勝彦
商工課長	保坂　武志	都市建設課長	鈴木　伸司
建築課長	星野　敏克	上下水道課長	猪瀬　保夫
会計管理者兼会計課長	日野　妙子	教育総務課長	佐藤　史久
生涯学習課長	深谷　　昇	デジタル推進室長	田仲　進壽

６．本会議の事件は、次のとおりである。

日程第１　　議案第７０号から議案第８１号まで及び議案第８９号の常任委員会審査結果報告について

日程第２　　議員の派遣について

日程第３　　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前１０時００分　開議

○議長【稲川　洋君】　皆さん、御起立願います。

（全員起立）

○議長【稲川　洋君】　おはようございます。

（議員・執行部　一同礼）

○議長【稲川　洋君】　御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は１３人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川　洋君】　日程に入ります。

日程第１、「議案第７０号から議案第８１号まで及び議案第８９号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和７年１２月９日

上三川町議会議長　稲川　洋　様

上三川町議会総務文教常任委員会

委員長　松本　信明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

１　審査事件

（１）議案第７０号　上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

（２）議案第７１号　上三川町都市計画税条例の一部改正について

（３）議案第７２号　上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（４）議案第７３号　上三川町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について

（５）陳情第７８号　栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

（６）陳情第７９号　和解について

２　審査日

令和７年１２月４日

３　結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和７年１２月９日

上三川町議会議長　稲川　洋　様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長　志鳥　勝則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

１　審査事件

（１）議案第　７４号　上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（２）議案第　７５号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（３）議案第　７６号　上三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

（４）議案第　７７号　上三川町企業誘致等条例の一部改正について

（５）議案第　８０号　上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について

（６）議案第　８１号　上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について

（７）議案第　８９号　業務委託契約の締結について（上三川町公共施設等ＬＥＤ化業務）

２　審査日

令和７年１２月４日

３　結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【稲川　洋君】　これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。２番、総務文教常任委員長、松本信明君。

（２番・総務文教常任委員長　松本信明君　登壇）

○２番・総務文教常任委員長【松本信明君】　総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

１１月２８日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第７０号から議案第７３号まで、議案第７８号及び議案第７９号の合計６件であります。１２月４日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

総務課所管の議案第７０号では、今回の改正で、町議選におけるビラ及びポスターの上限額はどのようになるのかとの質問に対し、ビラは１，０４０円、ポスターが３，２６６円と、それぞれ上限額が増額となるとの説明がありました。

また、ポスターの掲示箇所数についての質問に対し、変更はなく、これまでと同様に７１カ所であるとの説明がありました。

税務課所管の議案第７１号では、０．０１％の税率引下げにより税額はどのくらい減収となるのかとの質問に対し、１，０００万円程度と見込んでいるとの説明がありました。

生涯学習課所管、議案第７３号では、エアコンを部分的に使用した際の効果等に関する質問に対し、体育館は広い空間のため、効果に差が出る可能性はある。このことを承知の上で、エアコンを使用したい方に使用していただき、使用料金をお支払いいただくという料金設定としたとの説明がありました。

審査の結果、議案第７０号から議案第７３号、議案第７８号及び議案第７９号は全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和７年１２月９日、総務文教常任委員長、松本信明。

○議長【稲川　洋君】　次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。７番、産業厚生常任委員長、志鳥勝則君。

（７番・産業厚生常任委員長　志鳥勝則君　登壇）

○７番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】　産業厚生常任委員会の審査結果について御報告いたします。

１１月２８日及び１２月２日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第７４号から議案第７７号まで、議案第８０号及び議案第８１号並びに議案第８９号の合計７件であります。１２月４日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

健康福祉課所管の議案第７４号では、改正の趣旨についての質問に対し、障がい者の介護者が急病等で入院した場合や死亡した場合など、預かり先がなくなってしまった方を一時的に受け入れ、その後、グループホームなどへつなぐまでの間の支援をひまわりで実施できるよう、条例に追加して定めたものとの説明がありました。

また、この制度は申請してからどれくらいの期間で利用できるのかとの質問に対し、緊急一時支援事業については、２４時間体制で駆けつけと受入れを行えるよう体制整備しているとの説明がありました。

子ども家庭課所管の議案第７６号では、制度の創設に至った理由についての質問に対し、現在行われている一時預かり事業は、保護者の休息が主な目的であるが、今回の制度は子供の育ち、子供の社会性を育てることを目的に制度化されたものであるとの説明がありました。

商工課所管の議案第７７号では、「生産性の向上」の文言を省いた理由についての質問に対し、交付目的を操業の継続性に絞ることで、老朽化による更新なども認められ、対象範囲が広がることとなるとの説明がありました。

建築課所管の議案第８９号では、ＬＥＤ照明の耐用年数はどのくらいかという質問に対し、通常、ＬＥＤ照明の寿命は４万時間と言われており、１日１０時間点灯させると約１０年となるとの説明がありました。

審査の結果、議案第７４号、議案第８０号及び議案第８１号は賛成多数により、議案第７５号から議案第７７号、並びに議案第８９号では全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和７年１２月９日、産業厚生常任委員長、志鳥勝則。

○議長【稲川　洋君】　常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第７０号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第７０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７１号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第７１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７２号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第７２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７３号「上三川町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第７３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７４号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第７４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７５号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第７５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７６号「上三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第７６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７７号「上三川町企業誘致等条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第７７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７８号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第７８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７９号「和解について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第７９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８０号「上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８１号「上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８９号「業務委託契約の締結について（上三川町公共施設等照明器具ＬＥＤ化業務）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川　洋君】　日程第２、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　日程第３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　令和７年第５回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、１１月２８日から１２月９日までの１２日間にわたり開会され、この間、条例関係、議決案件、補正予算など２０案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。

可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存でございます。今後とも議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【稲川　洋君】　閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、１１月２８日から本日までの１２日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に十二分に反映されるように希望します。

また、本年は町政施行７０周年記念の様々なイベントが開催されました。そのいずれもが町民に多くの感動と勇気を与えられ、将来に向けては大きな夢と希望を与えるものだったと思われます。これは職員一人一人の創意工夫と御努力によって成し遂げられたものと思われます。改めて感謝の意と経緯を表すものであります。この経験を来年以降に生かし、町政運営に取り組んでいただきたいと思います。

ひるがえって、議会は諸般の事情により議会主催の研修視察などの自粛を余儀なくされましたことは遺憾ではありますが、来年こそは議員各位がそれぞれの自覚をもって町民のため、町政のために奮闘、努力されることを期待いたします。

以上をもちまして、令和７年第５回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前１０時２０分　閉会